

●東京都告示第千三百七十二号
 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号又は名称
株式会社イー・ケア

(二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名
今村 浩士

(三) 主たる営業所の所在地
港区六本木四丁目一番二十八号 グレ
1ハウスビル二階

(四) 登録番号
東京都知事(1)第三一一二八号

(五) 登録年月日
平成二十年九月十八日

二 処分年月日
平成二十三年九月十四日

三 処分の内容
登録の取消し

四 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第一号

●東京都告示第千三百七十三号
 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月二十六日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号又は名称
共済クレジット株式会社

(二) 氏名(法人の場合)は代表者氏名
梶原 哲朗

(三) 主たる営業所の所在地
墨田区錦糸四丁目十一番三号 TKビル二階二〇一号室及び三階三〇一号室

(四) 登録番号
東京都知事(2)第三〇四三〇号

(五) 登録年月日
平成二十一年十一月十五日

二 処分年月日
平成二十三年九月十四日

三 処分の内容
登録の取消し

四 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第十二号